

主 文

被告人を拘禁刑 1 年 6 月に処する。

未決勾留日数中 3 0 日をその刑に算入する。

この裁判確定の日から 3 年間その刑の執行を猶予する。

理 由

【罪となるべき事実】

被告人は、令和 7 年 1 0 月上旬頃、宮城県名取市（住所省略）において、自己が出産したえい児の死体を土の中に埋め、もって死体を遺棄した。

【証拠の標目】（省略）

【法令の適用】（省略）

【量刑の理由】

本件は、被告人が、妻子のいる交際相手の子を妊娠・出産したものの、死産であったことから、出産の事実を隠蔽しようとして、その死胎を土の中に埋めて遺棄したという事案である。

被告人は、死胎をビニール袋に入れただけの状態で、自宅アパートの駐車場に埋めており、死者の尊厳を害した程度は小さくない。被告人は、妊娠に気付いたものの、妊娠を告げれば交際相手が自分から離れることなどを懸念して、誰にも妊娠の事実を告げず、また、同居していた母親らにも気付かれないまま、出産に至り、死産であったことから、そのまま事実を隠蔽しようとしたというのであり、その余りにも場当たり的で思慮に欠けた意思決定には強い非難を向けざるを得ない。これらの犯情を併せ考えると、被告人の刑責を軽視することはできず、その刑責に相応する期間の拘禁刑としなければならない。

もっとも、同種事案の量刑傾向等に照らすと、これまで前科のない被告人については、その刑の執行を猶予して、社会内での更生の機会を与えるべきである。

犯情等に関するこれらの判断により定められた刑責の枠内において、被告人がこれからは悩み事は母親に相談するなどして、もう二度と罪を犯さない旨誓約してい

ることや、その母親も被告人の更生への助力等を約束していることなどの一般情状も考慮して、主文の刑を量定した。

令和8年4月13日

仙台地方裁判所第1刑事部

裁判官 榊 原 敬